

◎新潟県教育委員会訓令第17号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育庁等職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程（平成28年3月新潟県教育委員会訓令第2号）の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3）県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号） <u>第1条第1項の規定に基づき設置する学校をいう。</u> （4）（略）	（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3）県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号） <u>別表第1から別表第3までに規定する学校をいう。</u> （4）（略）